

肝属川学識者懇談会について

平成26年8月18日



国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

1) 懇談会の目的

1. 整備計画内容の点検を継続的に実施する

- 流域の社会情勢の変化、地域の意向
- 事業の進捗状況及び見直し
- 河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等） など

2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う

3. なお、内容の点検の中において、3年に一度実施する事業再評価(継続や見直し等)や事業完了後5年以内に実施する事後評価についての意見を伺う

2) 事業評価の目的と懇談会の位置付け

1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じ、その見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

2. 事後評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了後の事後評価を行い、事業の効果、環境の影響等の確認を行い、必要に応じ、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

3. 事業評価監視委員会

事業評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

4. 懇談会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

※. 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H23)抜粋

3) 今後の予定(懇談会の役割)

肝属川水系河川整備計画の点検・変更等

		H23
計画の 点検	点検	
	事業 評価	
計画の 策定・変更	策定	●
	変更	

↑
〈意見〉

...

H26	H27	H28	H29	備考
●	○	○	●	事業評価に合わせて実施
●	○	○	●	事業評価に合わせて実施
(必要な場合に変更を実施)				集中的に開催

↑↑↑
〈意見〉

肝属川学識者懇談会

- ・平成23年7月～平成24年1月
まで開催
- ・全3回開催
- ・学識者懇談会での審議を踏ま
え、平成24年8月に肝属川水
系河川整備計画を策定

肝属川学識者懇談会

- ・平成26年8月設置
- ・点検に関しては事業評価に合わせて実施
- ・事業再評価に関しては基本的に3年に一度実施
- ・事後評価に関しては事業完了後から5年後に実施
- ・計画を変更する際は集中的に開催

肝属川学識者懇談会 設立趣旨（案）

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、肝属川水系においては、平成19年3月30日に「肝属川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「肝属川水系河川整備計画【国管理区間】」を平成24年8月16日に策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理等を実施して参りました。

この様な中、肝属川水系河川整備計画【国管理区間】策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対しご意見を頂く場として「肝属川学識者懇談会」を設置するものです。

（参考 1） 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第16条の2第7項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

肝属川水系学識者懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「肝属川水系学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、肝属川水系河川整備計画(国管理区間)（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。
また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

（組織等）

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。
2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

（懇談会の成立）

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

（委員長）

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
3 委員長が都合により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（公開）

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所に置く。

（規約の改正）

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

（附則）

この規約は、平成 年 月 日より施行する。